

事案調書(戦略会議)

審議日 令和4年10月19日

案件名	(仮称)相模原市健康づくり推進条例の制定について							
所管	健康福祉	局	保健衛生	部	健康増進	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	健康づくりの気運の醸成 市民が生涯にわたって生き生きと暮らし続けられる社会の実現に向けた取組の推進 健康づくりに関わる様々な主体の役割の明確化や、連携・協働の推進 平均寿命と健康寿命の差の縮小が図られることによる介護保険や医療費に係る負担増大の抑制						
	効果測定指標	自分が健康であると感じている市民の割合 健康のために取り組んでいることがある市民の割合				施策番号	10	
		R4	R5	R6				
	事業効果 年度目標	条例の制定	条例の施行、周知 条例に基づく計画の策定					
		条例、計画に基づく取組の実施						

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	健康づくり推進条例について
--	---------------

戦略会議 審議結果 (政策課記入)	<p>原案のとおり承認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁議の意見を踏まえ、一部課題について再度検討すること。 ・パブリックコメントのみならず、関係団体等からも意見を聴取した上で策定を進めること。
-------------------------	---

事案概要

急速な少子高齢化の進行や疾病構造の変化等、市民の健康を取り巻く環境は大きく変化してきており、生活習慣の改善や介護予防など、健康寿命の延伸に向けたより一層の取組が求められている。また、コロナ禍により各種健診受診率の低下や高齢者の体力低下が懸念される状況も生じている。

こうしたことから、健康づくりの推進に係る条例を制定して、基本理念を明らかにし、市、市民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者が連携、協働して健康づくりに関する施策に取り組むとともに、健康づくりの気運の醸成を図り、新型コロナウイルス感染症への対応から得られた教訓を生かしつつ、時代に即した健康づくり施策を進めていくことにより、市民が生涯にわたっていきいきと暮らし続けられる社会の実現を目指すもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール								
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
実施内容	12月 市議会12月定例会議民生部会で条例(素案)の概要を説明 12月～1月 パブリックコメント 2月 市議会3月定例会議に条例(案)を提案	4月 条例施行、周知						
	健康づくりフェスタ等の機会を通じた条例の周知、健康づくりの気運醸成 パンフレットの作成、配布等							
	3月 条例に基づく計画の策定							
		条例、計画に基づく取組の実施						

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(衛生費)			1,500					
うち任意分			1,500					
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	1,500	0	0	0	0	0
うち任意分			1,500					
捻出する財源 2			1,071					
一般財源拠出見込額		0	429	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
 4. その他()

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 健康と福祉	2 質の高いエネルギー	3 気候変動に具体的な対策を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギー	8 働きがい、経済成長、社会正義	9 産業と雇用イノベーション
				○					
	10 人や国ごとの公平な開発を進め、格差をなくす	11 持続可能な都市とコミュニティを築く	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正な社会を築こう	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
								○	

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	制定あり	議会提案時期	令和5年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
		パブリックコメント	あり		時期	令和4年12月	議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会	令和4年2月諮問(健康づくりの推進に係る条例について)、同年9月答申
(仮称)健康づくり推進条例検討会議	令和3年10月～令和4年7月(全4回開催)
総務法制課	条例(案)の内容等

備考	

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (9 / 30)</p>	<p>【事業経費、財源について】 ・令和5年度の事業費に対し、捻出財源で不足する部分は、どのような対応を想定しているか。 局内予算の調整の中で対応せざるを得ないと考えている。</p> <p>【効果測定指標について】 ・介護保険や医療費に係る負担増大の抑制は指標とはしないのか 健康づくりの推進による医療費等の増大抑制は、中長期的なものであり、副次的な効果でもあることから指標とはしていない</p> <p>・効果測定票に掲げている項目の基準値は把握しているか。 現総合計画において指標としている項目であり、総合計画の進行管理の中で把握している。</p> <p>【次期保健医療計画等の策定について】 ・次期保健医療計画等は一体的に策定することを目指すとのことだが、各計画を審議する附属機関も一体化していくのか。 次期保健医療計画の検討を進めていく中で、一体化の方向で調整を進めていく。</p>
<p>決定会議の 主な議論 (10 / 11)</p>	<p>【条例制定の意義等について】 ・既に保健医療計画に基づいて施策を推進している中、条例を制定する理由は 『健康づくり』を条例という市として最も高い位置に掲げ、全ての市民が生き生きと暮らし続けられる社会の実現を目指すという決意表明と、健康づくり施策の将来に亘る礎とするもの</p> <p>・今、条例を制定する理由は これまで歯と口腔に関する条例について議論があったが、コロナ禍により健診受診率の低下や高齢者の体力低下などが懸念されているこの時期を、健康づくりの重要性を市民に再認識いただく契機であると捉え、健康づくり全般に関する条例を制定することとしたもの</p> <p>【計画及び審議会の一体化について】 ・計画の一体的な策定についてはその方向で進めるとともに、附属機関の一体化も進めてほしい。 既に関係する附属機関には計画や審議会の一体化について市の考えを示してきており、今後も丁寧に説明し、合意形成を図ってまいりたい。</p> <p>・歯と口腔や食育のほか、自殺対策等についても計画は一体化していくのか 自殺対策には健康づくり以外の取組も多いこと、母子保健は子ども子育て支援事業計画との関係もあることなどから一体化は困難と考えているが、関係課等とは連携して進めていく。</p> <p>【各主体の責務・役割について】 ・事業者や保健医療関係者については、役割ではなく、責務としてもよいのではないか。 健康づくりは何よりも市民一人ひとりが主体であり、事業者等はそれを支援する立場であることや、検討委員会においても責務とすることに異論があったことなどから、役割としている。</p>

(仮称)相模原市健康づくり推進条例の 制定について

令和4年10月19日

健康福祉局 保健衛生部 健康増進課



1 条例制定の背景・目的について

(1) 条例制定の背景

- 更なる高齢化の進行、生活習慣病の増加
→ 健康の維持・向上、健康寿命延伸の実現が重要な課題
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大
→ 健康づくりを取り巻く環境が激変し、検診受診率の低下など健康の維持が全国的な課題

(2) 条例制定の目的

- 健康づくりを取り巻く様々な課題への対応
→ 市民、関係団体、行政等における健康づくりの推進に向けた理念の共有
→ 健康づくりに係る具体的な方向性や将来に亘り取り組むべき施策(施策の柱)の明確化
- 発信力の強化
→ 市が健康づくりに前向きに取り組むことが市民に周知される
→ 指定都市では制定事例無し
- コロナ禍の今が「契機」
→ 健康づくりの気運の醸成
→ 健康づくりの必要性や大切さを再認識
→ コロナ禍で得られた教訓を将来に生かしていく

2 これまでの経過

- 市議会民生部会での情報提供（令和3年9月8日）
- 外部検討組織（健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会）による検討（諮問）
 - ・令和3年12月に第1回会議を開催（全5回開催）
 - ・令和4年2月14日（第2回検討委員会）に健康づくりの推進に係る条例について諮問
 - ・委員構成：学識、医療関係団体、市民団体、公募市民（17名）
 - ・令和4年9月9日に健康づくりの推進に係る条例について答申
- 市民意見の聴取（オープンハウス）
 - ・実施日時：5月20日（金）～5月22日（日）
 - ・実施場所：相模原駅前、アリオ橋本、相模大野駅北口
 - ・参加者：234名
 - ※その他、イベント等の機会を通じて随時アンケートを実施

3 健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会

健康づくりの推進に係る条例の制定に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。

学識経験者	堤 明純	北里大学医学部公衆衛生学教授 【委員長】
	堤 ちはる	相模女子大学栄養科学部教授 【副委員長】
保健医療関係者	伊藤 吉美	相模原市健康づくり普及員連絡会
	梶山 和美	公益社団法人 神奈川県看護協会相模原支部
	菅野 宏一	公益社団法人相模原市薬剤師会
	佐藤 聡一郎	一般社団法人相模原市医師会
	土屋 敦	公益社団法人相模原市病院協会
	寺崎 浩也	公益社団法人相模原市歯科医師会
	土井 梨恵	特定非営利活動法人 神奈川県歯科衛生士会相模原支部
	山口 さゆり	相模原市栄養士会
	湯田 里子	相模原市食生活改善推進団体わかな会
公共的団体等代表者	笹野 章央	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
	竹田 幹夫	相模原市自治会連合会
	毛利 智恵子	一般社団法人相模原市高齢者福祉施設協議会
公募委員	安藤 晴敏	
	高橋 修一	
	水野 克己	

3 健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会

【検討委員会での主な意見】

- 市民に分かりやすく、なじめる表現で
- 子どもから高齢者まで、障害や疾病の有無にかかわらず、全ての市民が条例の対象であるということが意識できるように
- 健康づくりの大切さが伝わりやすい内容となるように
- 条例で市の責務や、市民・事業者・保健医療関係者などの役割を示すことにより、各主体それぞれの自主的な取組を促す
- 条例の制定により、健康づくりの気運を醸成し、取組をより一層推進していくべき
- 生活習慣病や食育と密接な関係もあることから、歯と口腔の健康づくりに関する取組や、特にオーラルフレイル対策は条例に位置付けるべき
- コロナ禍が条例制定の契機であることを踏まえ、感染症対策は特出しすべき

4 (仮称)相模原市健康づくり推進条例の概要

1 本市の健康づくり推進の姿勢や目指す姿を明らかにする

- ◆ 健康づくり分野における市政運営の基本的な理念や原則などを定める
- ◆ 疾病や障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者まで全ての市民を対象
- ◆ コロナ禍を契機に、全ての市民の健康を願い、より一層の健康づくりに着実に取り組んでいく決意の表明とするとともに、条例で掲げることにより、全ての市民がいきいきと暮らし続けられる社会の実現を目指すための、将来に亘る礎とする

2 「前文を置く」「です・ます調」など市民に健康づくりの大切さを分かりやすく伝える

- ◆ 本条例の制定の経緯、趣旨、理念、目的などを前文で明らかにする
- ◆ 市民に分かりやすい、親しみやすい表現

3 健康づくりの総合的・計画的な推進やコロナ禍も踏まえた施策を明示

- ◆ 健康寿命の延伸が重要な課題と捉え、がんやオーラルフレイル対策、楽しみながら身体活動や運動の習慣を身に付けられるための施策等を規定
- ◆ 次代を担う子ども等の健やかな成育に向け、次世代につながる健康づくりに関する施策を規定
- ◆ 感染症に関する知識の普及啓発とともに、感染者や医療従事者等が感染症に起因する差別や偏見を受けないよう取組を規定

5 (仮称)相模原市健康づくり推進条例の構成

I 前文	
II 総則	目的、定義、基本理念、市の責務、市民・事業者・保健医療関係者・健康づくり関係者の役割
III 計画	健康づくりの推進に関する計画の策定
IV 基本的施策	身体活動及び運動に関する施策 健康を支える食育の推進に関する施策 歯と口腔の健康づくりに関する施策 生活習慣病の発症及び重症化の予防に関する施策 こころの健康づくりに関する施策 次世代につながる健康づくりに関する施策 感染症の予防等に関する施策 健康被害の防止に関する施策 顕彰、市民健康づくり推進月間
附則	

6 今後のスケジュール

～令和4年10月	庁議
令和4年12月上旬	市議会令和4年12月定例会議民生部会
令和4年12月中旬 ～ 令和5年1月中旬	パブリックコメント
令和5年2月	市議会令和5年3月定例会議に上程
令和5年4月	条例施行
令和6年3月	条例に基づく健康づくり推進計画の策定 ※ 次期「保健医療計画」を健康づくり推進計画に位置づけ ※ 「歯と口腔の健康づくり推進計画」及び「食育推進計画」の次期計画は、次期「保健医療計画」との一体的策定を目指す

7 条例制定後の取組

健康づくり推進条例の制定・周知（令和5年度～）

- ◆ 健康づくりフェスタ等の機会を通じた条例の周知、健康づくりの気運醸成
- ◆ 市ホームページや広報さがみはら等への掲載
- ◆ パンフレットの作成、配布等
（公共施設への配架、がん集団検診や健康づくり事業等の会場での配布など、あらゆる機会を捉えて周知）

健康づくりの推進に関する計画の策定（令和5年度）

- ◆ 条例に基づき、健康づくりに関する基本的施策等を推進するための具体的取組を「健康づくり計画」において定め、条例に定める事項を着実に実施
- ◆ 「歯と口腔の健康づくり推進計画」及び「食育推進計画」と一体的に策定する次期「保健医療計画」を「健康づくり計画」として位置づけ（令和6年3月策定予定）

健康づくりの推進に関する計画の推進（令和6年度～）

- ◆ 健康づくりの推進に関する計画に基づき、条例の基本的施策に定める事項（具体的取組は計画策定の中で検討）を着実に推進

8 さがみはら健康都市宣言の取扱いについて

【さがみはら健康都市宣言】＜平成12年10月28日＞

さがみはらの豊かな自然と良好な生活環境のもと、市民一人ひとりが尊重され、心身ともに健康で暮らし続けられることはわたくしたちの共通の願いです。

わたくしたちは「自らの健康は自らつくる」を基本に次の目標を掲げ、個人・家庭・地域社会が一体となって生涯にわたる健康づくりを進めます。

1.健康について学びあい、健康づくりを実践し、かけがえのない健康を守り、はぐくみます。

1.心と心のふれあいを大切にし、だれもが生きがいをもち安心して暮らせる環境づくりを進めます。

1.スポーツや体力づくりに親しみ、人と人との交流をとおして健康づくりの輪を広げます。

わたくしたちは、21世紀へ向けて、すべての市民の健康で幸せな生活を願い、わたくしたちのまちさがみはらを「健康都市」とすることを宣言します。

- 「心身ともに健康で暮らし続けられることはわたくしたちの共通の願い」→条例案前文に同様の表現
- 「自らの健康は自らつくる」を基本 → 条例案の3のアに規定



- 宣言は市の意気込みを内外に表したものであり、その思いを将来にわたって継承していくことは重要と認識
- 健康都市宣言と条例の内容に齟齬は生じず、宣言を行ったことが否定されるものでもない
- 条例と宣言が並立している事例もある(環境、男女共同参画)

健康都市宣言は改廃せず、健康づくり推進条例と併存させる

事案調書(戦略会議)

審議日 令和4年10月19日

案件名	「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく料金等の見直し及び改定について									
所管	市長公室	局区	部	経営監理	課	担当者	内線			
事業効果 総合計画との関連	事業効果	/								
	効果測定指標							施策番号		
	事業効果 年度目標							R4	R5	R6

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	コスト把握の結果と料金等の見直しについて 見直し結果に基づく料金改定案について 料金改定の時期について
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事案概要

市が提供する行政サービスに係る受益と負担の関係をより適正なものとするため、平成24年12月に策定した「受益者負担の在り方の基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、料金等の見直しを実施するもの。
基本方針において、3年に1度の周期で料金等の見直しを実施することとしており、前回の改定(令和2年10月)から3年後となる令和5年10月に見直し結果に基づき料金等の改定を実施するもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール					
実施内容	<table border="1"> <tr> <th>R4</th> <th>R5(10月まで)</th> </tr> <tr> <td> 12月議会 情報提供 1月 コスト 料金改定案 公表 3月議会 条例改正案 上程 10月 料金改定 (条例施行) </td> <td> 市民等への周知 指定管理者協議 料金改定準備等 </td> </tr> </table>	R4	R5(10月まで)	12月議会 情報提供 1月 コスト 料金改定案 公表 3月議会 条例改正案 上程 10月 料金改定 (条例施行)	市民等への周知 指定管理者協議 料金改定準備等
	R4	R5(10月まで)			
12月議会 情報提供 1月 コスト 料金改定案 公表 3月議会 条例改正案 上程 10月 料金改定 (条例施行)	市民等への周知 指定管理者協議 料金改定準備等				
市内調整					

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
4. その他()

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16	17	
		○						○	

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和5年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	全協	令和4年12月定例会議

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打合せ会議()	令和3年12月 料金等の見直しのスケジュール等について(了承)
料金等を所管している課等	令和4年3月～9月 コスト把握と料金改定案の設定(調整済み)

備考	政策課、総務法制課、財政課、危機管理課、区政推進課、健康福祉総務室、子ども・若者政策課、環境経済総務室、都市建設総務室、緑区役所区政策課、中央区役所区政策課、南区役所区政策課、議会総務課、教育総務室、消防総務課、経営監理課
----	---

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (9/29)</p>	<p>【基本方針について】</p> <ul style="list-style-type: none">・基本方針を策定してから10年経過するが、改正が必要な内容はないか。現段階で改正の必要はないと考えている。 <p>【コスト把握の方法について】</p> <ul style="list-style-type: none">・今回、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に年間を通したサービス提供ができなかったものについては、過去3年間（平成30～令和2年度）の平均値ではなく、過去2年間（平成30・令和元年度）の平均値としているが、料金算定に当たって影響はないか？ <p>料金の算定結果が大きく変わるような影響はない。</p> <p>【銀河アリーナについて】</p> <ul style="list-style-type: none">・銀河アリーナの料金については、今後、行財政構造改革プランに基づく施設の在り方の見直しを行う中で、基本方針の対象外として検討することが可能か。 <p>政策的料金とすることにより、基本方針にかかわらず料金の設定をすることは可能である。</p> <p>【公共施設に附帯する利用者用駐車場の有料化について】</p> <ul style="list-style-type: none">・駐車場の有料化は今回の見直しの対象ではないのか。 <p>既存料金の見直しとは異なり、検討事項も多いことから、別に検討を行うものとしている。</p>
----------------------------------	---

庁議におけるこれまでの議論

<p>決定会議の 主な議論 (10/11)</p>	<p>【料金の見直し・改定の時期や説明方法について】</p> <ul style="list-style-type: none">・コロナ禍や物価高騰により、市民生活に影響が生じている中での料金改定（主に値上げ）であり、なぜこの時期に市民の負担を増やすのか、料金改定の要因も含め、説明方法を整理する必要がある。 <p>・今回の料金の見直しは、過去3年間（平成30～令和2年度）又は過去2年間（平成30・令和元年度）のコストの平均値を基に実施するものであり、現在の物価高騰によるコスト増を反映したものではない。一方、次回の料金の見直しは、現在の物価高騰によるコスト増を反映したものとなる。こうしたことも踏まえ、今回の料金改定について説明方法を整理する必要がある。</p> <p>・料金改定を延期する考えはなかったのか。コロナ禍等で市民も疲弊しており、延期するののも一つの考えである。</p> <p>現在の料金は平成27～29年度の3年間のコストの平均値を基に設定したものであること、また、激変緩和措置により、これまでの料金改定で適正金額に達していない料金があることから、受益と負担の関係をより適正なものとするため、その後のコストの変動を考慮し、定期的・継続的に料金の見直し・改定を行う必要があると考えている。一方、新型コロナウイルス感染症や物価高騰については、国の臨時交付金を活用するなど、別途対応するものと考えている。</p> <p>【料金の見直しの対象外とする施設の表現について】</p> <ul style="list-style-type: none">・銀河アリーナ等については、検討中の事項であることから、表現を見直した方が良いのではないか。
-----------------------------------	--

「受益者負担の在り方の基本方針」 に基づく料金等の見直し及び改定



1 事案概要

市が提供する行政サービスに係る受益と負担の関係をより適正なものとするため、平成24年12月に策定した「**受益者負担の在り方の基本方針**」（以下「基本方針」という。）に基づき、料金等の見直しを実施するもの。

基本方針において、3年に1度の周期で料金等の見直しを実施することとしており、前回の改定（令和2年10月）から3年後となる**令和5年10月**に見直し結果に基づき**料金等の改定を実施**するもの。



2 基本方針の概要

(1) 基本方針の対象となるもの

使用料	プールやテニスコートなどの使用料 (公共施設の利用につき徴収する料金)
利用料金	ホールや会議室などの利用料金 (指定管理者の収入として徴収する公共施設の利用に係る料金)
手数料	住民票の写しなどの証明書の交付手数料 (特定の者のためにする事務につき徴収する料金)
その他	がん検診などの一部負担金など上記以外のもの (上記以外の分担金、負担金など、市が市民等から徴収する費用)

⇒法令等により別に料金積算の基準を有している料金は除く(保育所保育料など)

⇒さらに、次の料金等についても、今回は見直しの対象外としている。

- ①令和2年10月の料金改定後に料金の新設・改定を行ったもの
- ②こどもセンター・児童館等の市が政策的に無料としている使用料等
- ③「相模原市行財政構造改革プラン」において、施設の在り方の見直しを行うこととしている「銀河アリーナ」、「市体育館」及び「南市民ホール」の使用料等
- ④年間実績が10件未満の手数料



2 基本方針の概要

(2) 行政サービスの提供に係るコストの把握 受益者負担の対象とする経費

■ 使用料・利用料金

- 【コストとして把握する経費】
- ・ 間接人件費
 - ・ 施設整備費
 - ・ 用地費

- 【受益者負担の対象とする経費】
- ・ **維持管理費**
(直接人件費、
清掃等の委託料、
備品購入費、
光熱水費、消耗品費、
通信費、賃借料 など)

施設の性質に応じて
受益者に負担を求める割合を決定
(0~100%)

■ 手数料

- 【コストとして把握する経費】

- 【受益者負担の対象とする経費】
- 人件費、旅費、備品購入費、
消耗品費、委託料 など

※手数料の場合、「コストとして把握する経費」と「受益者負担の対象とする経費」は同じ。

全てを受益者負担とする。

※今回把握したコストは過去3年間(平成30~令和2年度)の平均値
ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に
年間を通したサービス提供ができなかったものについては、
平成30・令和元年度の2年間の平均値

2 基本方針の概要

(3) 料金の算定

■使用料・利用料金の場合

• 専用利用

$$\text{料金} = \frac{\text{対象経費} \times \text{負担割合}}{\text{貸室の合計面積} \div \text{年間開館日数} \div \text{1日当たりの貸出時間} \times \text{貸室面積} \times \text{貸出時間}}$$

• 個人利用

$$\text{料金} = \frac{\text{対象経費} \times \text{負担割合}}{\text{年間利用可能者数}}$$

■手数料の場合

$$\text{料金} = \frac{\text{対象経費}}{\text{実績件数}}$$

⇒現在の料金と比較して、料金に差がある場合には、料金改定が必要と判断



2 基本方針の概要

(4) 市場価格・近隣自治体との料金比較、 激変緩和措置の適用、政策的料金の導入

■市場価格・近隣自治体との料金比較

例外として、近隣自治体の料金と比較して料金の均衡を図る必要があるもの又は市場価格と比較し著しく異なる場合は、前述の方法によらない料金の設定を可能とする。

■激変緩和措置の適用

現在の料金と比較して、急激な値上げがないよう、市民生活への影響に配慮した激変緩和措置として、原則、現在の料金の1.3倍以内の料金改定とする。

■政策的料金の導入

例えば、マイナンバーカードの交付促進や窓口混雑緩和のため、証明書の交付手数料を窓口での料金よりも安く設定することで、コンビニ交付の活用促進の方向に誘導するなど、料金について政策的に決定する必要がある場合は、基本方針にかかわらず料金の設定を可能とする。

3 料金等の見直し結果

(1) 使用料及び利用料金

コスト把握を行った129施設のうち、**40施設で料金改定**
 (△値上げ30施設、▼値下げ5施設、△▼値上げ・値下げ双方含む5施設、
 ※うち激変緩和措置29施設)

【料金改定するもの：40施設】

○市民文化系施設 10施設 (※うち激変緩和措置6施設)

△ 市民・大学交流センター ※	△ 小田急相模原駅文化交流プラザ ※
△ 市民会館	△ 勤労者総合福祉センター
△ 文化会館 ※	△▼産業会館
△ 杜のホールはしもと ※	▼ 津久井合唱館
△ 城山文化センター ※	△ 西青山地域センター ※



○スポーツ・レクリエーション系施設 22施設（※うち激変緩和措置19施設）

△ 各市民健康文化センター（2施設）※	▼ 中沢グラウンド
△ 横山公園有料公園施設 ※	△ 青野原グラウンド
△ 鹿沼公園有料公園施設 ※	△ 小原プール ※
△▼総合水泳場 ※	△ 小倉プール ※
△▼各総合体育館（2施設） ※	△ 相模湖林間公園スポーツ施設
△ 相模原球場 ※	△▼名倉グラウンド ※
△ 淵野辺公園有料公園施設 ※	△ ふじのマレットゴルフ場 ※
△ 古淵鶴野森公園屋外水泳プール ※	△ 小山公園スポーツ施設 ※
△ 相模台公園有料公園施設 ※	△ けやき体育館 ※
△ 相模原麻溝公園競技場 ※	△ 鳥居原ふれあいの館 ※

○保健・福祉施設 6施設（※うち激変緩和措置3施設）

▼ あじさい会館（各分室含む3施設）	△ さがみ湖リフレッシュセンター ※
△ 各ふれあいセンター（2施設） ※	

○生涯学習施設 2施設（※うち激変緩和措置1施設）

△ 市民ギャラリー	△ 津久井生涯学習センター ※
-----------	-----------------

【料金改定なしとするもの：89施設】

仮料金と現行料金がほぼ同額であるもの 等

○市民文化系施設 9施設

男女共同参画推進センター、地域センター（西青山地域センターを除く） 等

○スポーツ・レクリエーション系施設 25施設

無人管理のグラウンド・スポーツ広場 等

○生涯学習施設 33施設

公民館 等

○その他 22施設

自転車駐車場 等



3 料金等の見直し結果

(2) 手数料

コスト把握を行った80件のうち、10件で料金改定

【料金改定するもの：10件】

○飲料水の水質試験に係る手数料 9件（値上げ8件※うち激変緩和措置6件
・新設1件）

○指定下水道工事店登録手数料 1件（値下げ）

【料金改定なしとするもの：70件】

仮料金と現行料金がほぼ同額であるもの、近隣地方公共団体との比較によるもの 等

（住民票の写し・印鑑証明書・戸籍の附票の写し・住民票の閲覧及び諸証明手数料 等）



3 料金等の見直し結果

(3) その他

コスト把握を行った14件のうち、1件で料金改定

【料金改定するもの：1件】

○リユース家具の展示と譲渡に係る料金（値上げ※激変緩和措置）

【料金改定なしとするもの：13件】

仮料金と現行料金がほぼ同額であるもの、市が政策的に低廉な金額としているもの 等（がん検診料 等）



4 料金改定に伴う影響額（試算）

料金の種類	影響額
使用料及び 利用料金	約1億2,400万円／年の増収
手数料	約30万円／年の増収
その他	約20万円／年の増収

※ 料金改定等による利用人数や利用率等の変動は加味していない。



5 事業スケジュール

日程	内容
令和4年 9月～	庁議
11月	議会への情報提供（全員協議会）
令和5年 1月	コスト及び料金改定案の公表
3月	市議会3月定例会議に条例改正案を上程
4月～	市民等への周知、指定管理者協議※1、 料金改定準備等
10月	料金改定（条例施行）※2

※1 利用料金制又は使用料実績払制を採用している施設については、料金改定に伴う収入への影響額に応じて指定管理料が増減するため、指定管理料の変更について指定管理者と協議を行う。

※2 施設の使用料及び利用料金については、申込日によってその差が生じないよう、料金改定の実施時期から事前申込みが可能である間は、従前の使用料又は利用料金とする経過措置を設ける。



6 庁議におけるこれまでの議論

(調整会議)

【基本方針について】

- 基本方針を策定してから10年経過するが、改正が必要な内容はないか。
⇒ 現段階で改正の必要はないと考えている。

【コスト把握の方法について】

- 今回、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に年間を通したサービス提供ができなかったものについては、過去3年間（平成30～令和2年度）の平均値ではなく、過去2年間（平成30・令和元年度）の平均値としているが、料金算定に当たって影響はないか？
⇒ 料金の算定結果が大きく変わるような影響はない。

【銀河アリーナについて】

- 銀河アリーナの料金については、今後、行財政構造改革プランに基づく施設の在り方の見直しを行う中で、基本方針の対象外として検討することが可能か。
⇒ 政策的料金とすることにより、基本方針にかかわらず料金の設定をすることは可能である。

【公共施設に附帯する利用者用駐車場の有料化について】

- 駐車場の有料化は今回の見直しの対象ではないのか。
⇒ 既存料金の見直しとは異なり、検討事項も多いことから、別に検討を行うものとしている。



6 庁議におけるこれまでの議論

(決定会議)

【料金の見直し・改定の時期や説明方法について】

- コロナ禍や物価高騰により、市民生活に影響が生じている中での料金改定（主に値上げ）であり、なぜこの時期に市民の負担を増やすのか、料金改定の要因も含め、説明方法を整理する必要がある。
- 今回の料金の見直しは、過去3年間（平成30～令和2年度）又は過去2年間（平成30・令和元年度）のコストの平均値を基に実施するものであり、現在の物価高騰によるコスト増を反映したものではない。一方、次回の料金の見直しは、現在の物価高騰によるコスト増を反映したものとなる。こうしたことも踏まえ、今回の料金改定について説明方法を整理する必要がある。
- 料金改定を延期する考えはなかったのか。コロナ禍等で市民も疲弊しており、延期するののも一つの考えである。
⇒ 現在の料金は平成27～29年度の3年間のコストの平均値を基に設定したものであること、また、激変緩和措置により、これまでの料金改定で適正金額に達していない料金があることから、受益と負担の関係をより適正なものとするため、その後のコストの変動を考慮し、定期的・継続的に料金の見直し・改定を行う必要があると考えている。一方、新型コロナウイルス感染症や物価高騰については、国の臨時交付金を活用するなど、別途対応するものと考えている。

【料金の見直しの対象外とする施設の表現について】

- 銀河アリーナ等については、検討中の事項であることから、表現を見直した方が良いのではないかと

事案調書(戦略会議)

審議日 令和4年10月19日

案件名	一般廃棄物処理手数料の見直し及び改定について						
所管	環境経済	局区	-	部	廃棄物政策課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	[斜線表示]					
	効果測定指標						
	事業効果 年度目標	R4	R5	R6			

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	コスト把握の結果と手数料の見直しについて 見直し結果に基づく手数料改定案について 手数料改定の時期について
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	○原案を一部修正し、承認する。 ・処理原価が、現行料金を下回っている区分について、受益者負担率に応じて料金を引き下げる こと。

事案概要

一般廃棄物の処理に係る受益と負担の関係をより適正なものとするため、平成24年12月に策定された「受益者負担の在り方の基本方針」(以下「基本方針」という。)に準じ、手数料の見直しを実施するもの。
基本方針において、3年に1度の見直しを実施することとされており、前回の改定(令和2年10月)から3年後となる令和5年10月に改定を実施するもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール	
実施内容	R4
	R5(10月まで)
	12月議会 情報提供 1月 コスト 料金改定案 公表 3月議会 条例改正案 上程 市民等への周知 手数料改定準備等 10月 料金改定 (条例施行)

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
4. その他()

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16	17	
		○	○						

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和5年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	なし		時期	-	議会への情報提供	全協	令和4年12月定例会議

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
一般廃棄物処理手数料見直し 検討会議()	一般廃棄物処理手数料の見直しに係る概要、手数料改定(案)、スケジュール等について(調整済み)
経営監理課、総務法制課	条例制定のスケジュール等について(調整済み)

備考	資源循環推進課、廃棄物指導課、南清掃工場、北清掃工場、相模台収集事務所、津久井クリーンセンター、下水道経営課、下水道料金課、津久井下水道事務所、地域経済政策課
----	---

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (9/29)</p>	<p>【手数料改定案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみと家庭系ごみで受益者負担率の考え方に違いはあるのか。 事業系ごみ、家庭系ごみ共に、受益者負担率100%を目指している。 ・今回の改定案では、双方の差がほとんど無くなるが、差を設けないという考え方は一般的なのか。 考え方は市町村ごとに異なるが、近隣市町村では同額と設定している例が比較的多い。 <p>【処理原価について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨今の原油価格の高騰等により収集運搬に係る経費が増加していると思われるが、今回の処理原価の算定は、平成31年度から令和2年度を対象としているため、それら高騰分は含まれておらず、次回の見直しの際に影響分が反映される見込みということでしょうか。 ・そのとおり。ただし、一般的に運輸業においては価格転嫁が遅れる傾向にあるため、処理原価への影響も遅れる可能性がある。 <p>【「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく料金などの見直し及び改定」との住み分けについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理手数料については、「受益者負担の在り方の基本方針」に準じた見直しとのことだが、全員協議会での説明は別々に行う予定か。 ・前回の見直し時と同様、同時に説明することを想定している。
----------------------------------	---

<p>決定会議の 主な議論 (10/11)</p>	<p>【料金の見直し・改定の時期や説明方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍や物価高騰により、市民生活に影響が生じている中での料金改定（主に値上げ）であり、なぜこの時期に市民の負担を増やすのか、料金改定の要因も含め、説明方法を整理する必要がある。 ・今回の料金の見直しは、過去3年間（平成30～令和2年度）のコストの平均値を基に実施するものであり、現在の物価高騰によるコスト増を反映したものではない。一方、次回の料金の見直しは、現在の物価高騰によるコスト増を反映したものとなる。こうしたことも踏まえ、今回の料金改定について説明方法を整理する必要がある。 ・料金改定を延期する考えはなかったのか。コロナ禍等で市民も疲弊しており、延期するののも一つの考えである。 ・現在の料金は平成27～29年度の3年間のコストの平均値を基に設定したものであること、また、激変緩和措置により、これまでの料金改定で適正金額に達していない料金があることから、受益と負担の関係をより適正なものとするため、その後のコストの変動を考慮し、定期的・継続的に料金の見直し・改定を行う必要があると考えている。一方、新型コロナウイルス感染症や物価高騰については、国の臨時交付金を活用するなど、別途対応するものと考えている。
-----------------------------------	---

一般廃棄物処理手数料の見直し及び改定について

環境経済局
(担当課：廃棄物政策課)

1. 手数料改定の概要

手数料改定の目的

「受益と負担の適正化」及び「ごみの減量化・資源化の促進」

対象となる手数料

「ごみ処理手数料」及び「し尿・浄化槽汚泥等処理手数料」

手数料改定の時期

令和5年10月

処理原価（コスト）の算定方法

「廃棄物処理事業 原価計算の手引き（ ）」に基づく算定

市町村が廃棄物処理事業の費用分析を行うにあたって準拠することができる一般基準として（公社）全国都市清掃会議が作成したもの。

2. 手数料設定の方針

ア 手数料設定の基本的な方針

- ・ 粗大ごみなど別途処理施設が必要な廃棄物、市が戸別収集する廃棄物、一時的に大量に発生した廃棄物进行处理する場合には、手数料を徴収する。
- ・ 事業者責任において処理することとされている事業系ごみや産業廃棄物を処分する場合には、手数料を徴収する。
- ・ し尿や浄化槽汚泥等については、処分費用を含めず、収集運搬に係る費用の手数料を徴収する。

イ 激変緩和措置について

- ・ 手数料に係る受益者負担割合は「受益者負担の在り方の基本方針」において「対象経費全てを受益者負担とする」とされているが、値上げ幅については、激変緩和措置（1.3倍以内）を講ずる。

3. 手数料の見直し

**処理原価（対象年度：H30～R2）と現行料金を比較し、
受益者負担率に応じて次のとおり手数料を改定する。**

- ・ 受益者負担率が100%に達している区分 据え置き
- ・ 受益者負担率が100%に達していない区分 値上げ
- ・ 受益者負担率が100%を超えている区分（事業系ごみ、産業廃棄物）
以下の理由により据え置きとする

【理由】 令和3年度以降の処理原価は現行料金水準になる見込みであること。

【理由】 隣接する町田市・八王子市が本市より手数料が高い状況にあること。

4. ごみ処理手数料(案)

区分	現行料金 a	改定(案) b	処理原価 c	受益者負担率 d(b/c)	値上げ率 e(b/a)	激変緩和 措置適用	備考
(1) 粗大ごみ							
収集・運搬及び処分(円/個)	400	400	404	99.0%	1.00		10kg区分
	800	800	808	99.0%	1.00		20kg区分
	1,600	1,600	1,616	99.0%	1.00		40kg区分
	2,400	2,400	2,424	99.0%	1.00		60kg区分
施設へ搬入(円/10kg)	190	240	250	96.0%	1.26	○	
(2) スプリング付きマットレス(単位:円/枚)							
収集・運搬及び処分	2,800	3,600	3,805	94.6%	1.29	○	
施設へ搬入	2,300	2,900	2,997	96.8%	1.26		
(3) 特定家庭用機器(家電4品目)(単位:円/個)							
収集・運搬	2,500	3,200	4,276	74.8%	1.28	○	
施設へ搬入	1,600	2,000	3,862	51.8%	1.25	○	
(4) 家庭系ごみ(単位:円/10kg)							
収集・運搬及び処分	400	400	404	99.0%	1.00		
施設へ搬入	190	240	250	96.0%	1.26	○	
(5) 事業系ごみ(単位:円/10kg)							
施設へ搬入	260	260	250	104%	1.00		
(6) 産業廃棄物(単位:円/10kg)							
施設へ搬入	260	260	250	104%	1.00		
(7) 動物の死体(単位:円/体)							
施設へ搬入	3,500	4,300	4,323	99.5%	1.23		

...据え置き
 ...値上げ

処理原価は平成30年度～令和2年度の平均値(消費税率は10%に換算している)

5. し尿・浄化槽汚泥等処理手数料(案)

○し尿(収集運搬)

(単位:円)

区分	現行料金 a	改定(案) b	処理原価 c	受益者負担率 d(b/c)	改定率 e(b/a)	激変緩和 措置適用
(1) 家庭系						
1人につき月額	280	360	1,152	31.3%	1.29	○
36 につき	280	360	1,152	31.3%	1.29	○
(2) 事業系						
36 につき	320	410	1,152	35.6%	1.28	○

○浄化槽汚泥等(収集運搬)

(単位:円)

区分	現行 a	改定(案) b	処理原価 c(改定案)	受益者負担率 d(b/c)	改定率 e(b/a)	激変緩和 措置適用
(1) 家庭系						
36 につき	220	280	1,152	24.3%	1.27	○
(2) 事業系						
36 につき	290	370	1,152	32.1%	1.28	○

 ...値上げ

処理原価は平成30年度～令和2年度の平均値(消費税率は10%に換算している)

6. 歳入見込み額

一般廃棄物処理手数料については、
約16億8000万円の収入があるが、
手数料改定を行った場合、
約6,000万円の増収が見込まれる。

(令和3年度決算ベースで積算した場合)

手数料区分別の歳入見込み額について

(単位 : 千円)

	現行(R3)	改定案	歳入増
ごみ処理手数料	1,626,000	1,671,000	45,000
し尿等処理手数料	54,000	69,000	15,000
合 計	1,680,000	1,740,000	60,000

7. 今後のスケジュール

改定までのスケジュール

R4.9月～ 庁議

R4.12月 市議会（全員協議会）説明

R5.1月 処理原価公表

2月 廃棄物減量等推進審議会へ説明

3月 議案上程（条例改正）

4月～ 市民・事業者周知

必要物品(粗大ごみ収集シール等)の調達・配送

R5.10月～ 条例施行（手数料改定）

【参考】ごみ処理手数料(R2年度改定時)

区分	現行料金 a	改定(案) b	処理原価 c	受益者負担率 d(b/c)	値上げ率 e(b/a)	激変緩和 措置適用	備考
(1) 粗大ごみ							
収集・運搬及び処分(円/個)	320	400	407	98.3%	1.25		10kg区分
	640	800	814	98.3%	1.25		20kg区分
	1,280	1,600	1,628	98.3%	1.25		40kg区分
	1,920	2,400	2,442	98.3%	1.25		60kg区分
施設へ搬入(円/10kg)	150	190	262	72.5%	1.27	○	
(2) スプリング付きマットレス(単位:円/枚)							
収集・運搬及び処分	-	2,800	3,131	89.4%	-		
施設へ搬入	-	2,300	2,317	99.3%	-		
(3) 特定家庭用機器(家電4品目)(単位:円/個)							
収集・運搬	1,950	2,500	4,225	59.2%	1.28	○	
施設へ搬入	1,300	1,600	3,809	42.0%	1.23	○	
(4) 家庭系ごみ(単位:円/10kg)							
収集・運搬及び処分	320	400	407	98.3%	1.25		
施設へ搬入	150	190	262	72.5%	1.27	○	
(5) 事業系ごみ(単位:円/10kg)							
施設へ搬入	230	260	262	99.2%	1.13		
(6) 産業廃棄物(単位:円/10kg)							
施設へ搬入	230	260	262	99.2%	1.13		
(7) 動物の死体(単位:円/体)							
施設へ搬入	-	3,500	3,591	97.5%	-		

...新規

...値上げ

処理原価は平成27年度～29年度の平均値(消費税率は10%に換算している)

【参考】し尿・浄化槽汚泥等処理手数料(R2年度改定時)

○し尿(収集運搬)

(単位:円)

区分	現行料金 a	改定(案) b	処理原価 c	受益者負担率 d(b/c)	改定率 e(b/a)	激変緩和 措置適用
(1) 家庭系						
1人につき月額	220	280	1,160	24.1%	1.27	○
36 につき	220	280	1,160	24.1%	1.27	○
(2) 事業系						
36 につき	250	320	1,160	27.6%	1.28	○

○浄化槽汚泥等(収集運搬)

(単位:円)

区分	現行 a	改定(案) b	処理原価 c(改定案)	受益者負担率 d(b/c)	改定率 e(b/a)	激変緩和 措置適用
(1) 家庭系						
36 につき	170	220	1,160	19.0%	1.29	○
(2) 事業系						
36 につき	230	290	1,160	25.0%	1.26	○

 ...値上げ

処理原価は平成27年度~29年度の平均値(消費税率は10%に換算している)

事案調書 (戦略会議)

審議日 令和4年10月19日

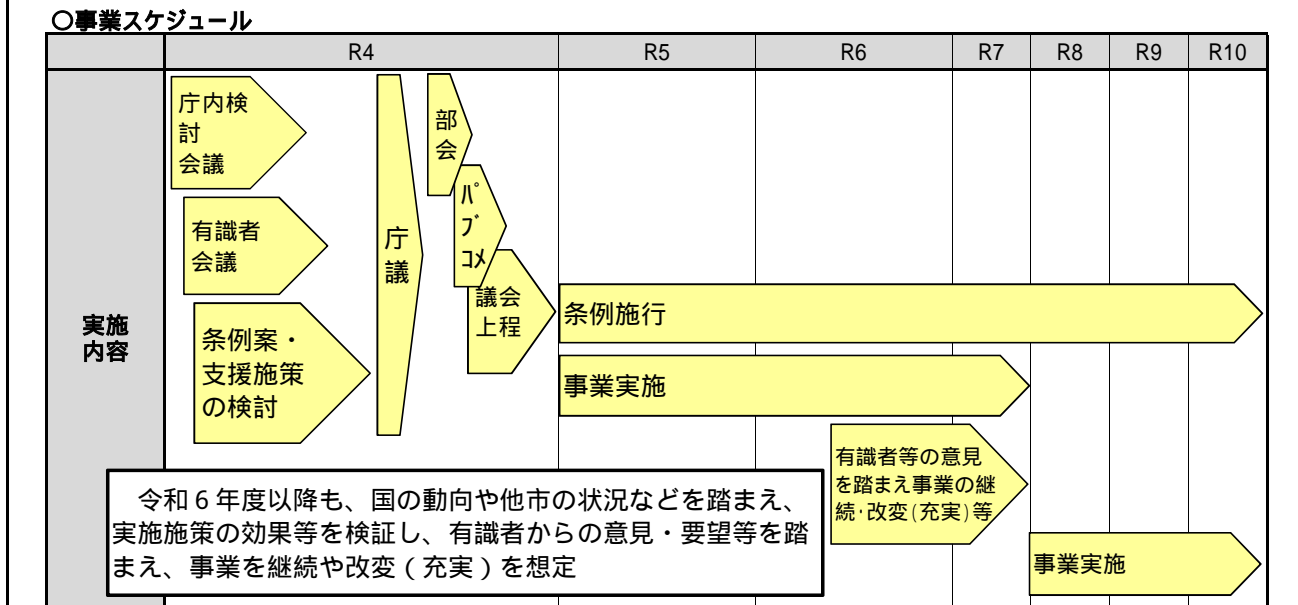
案件名	(仮称)相模原市犯罪被害者等支援条例の制定について					
所管	市民	局区	部	交通・地域安全課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	犯罪被害者等の権利利益の保護が図られ、安心して暮らすことができる地域社会の実現が可能となる				
	効果測定指標	犯罪被害者等の支援件数			施策番号	17・13
		R5	R6	R7		
	事業効果 年度目標	17.0	20.0	24.0		

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	(仮称)相模原市犯罪被害者等支援条例の骨子(案)について 犯罪被害者等支援施策について
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。 ・個別の施策については、別途調整すること。

事案概要

犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、犯罪被害者等の支援に関し、犯罪被害者等基本法の趣旨に則り、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにした上で、市、市民及び事業者等が相互に連携・協力し、推進することが重要、効果的であることから、犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定するもの。また、併せて、条例に基づく支援施策を実施するもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工



○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(費)		527	5,000					
うち任意分		527	5,000					
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		527	5,000					
うち任意分		527	5,000					
捻出する財源 2		527	5,000					
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

令和6年度以降も、国の動向や他市の状況などを踏まえ、実施施策の効果等を検証し、有識者からの意見・要望等を踏まえ、事業を継続や改変(充実)を想定

捻出する財源概要

1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
4. その他(調整中)

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A	0	1	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工	B	0						
必要な人工	C=A-B	0	1	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 貧困をなくそう	2 質の高いエネルギーを普及させる	3 健康と長寿を促進する	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を推進する	定数(社会福祉職)・会計年度任用職員について要求中 令和6年度以降も事業の実施状況(事業継続や改変)により人員体制について検討する		
	10 人や国の不平等をなくそう	11 持続可能な都市とコミュニティを築く	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすすめる	17 パートナーシップで目標を達成しよう

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	制定あり	議会提案時期	令和5年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	あり		時期	令和4年12月～令和5年1月	議会への情報提供	部会	令和4年12月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
第1回庁内検討会議(5/26)	1.本市における犯罪被害者等支援の現状と課題について、2.他都市の取組について、3.本市の犯罪被害者等支援の在り方について
第2回庁内検討会議(6/15)	犯罪被害者等支援講演会「犯罪被害者等支援における基礎自治体に求められる役割や支援について」 講師:横浜市人権課木本氏 1.本市の現状等について、2.犯罪被害者等支援に係る有識者会議について
第3回庁内検討会議(8/9)*書面	1.(仮称)相模原市犯罪被害者等支援条例(案)骨子について、2.特化条例に基づく支援施策(案)について
第1回有識者会議(7/8)	1.本市における犯罪被害者等支援の現状と課題について、2.他都市の取組について、3.本市の犯罪被害者等支援の在り方について
第2回有識者会議(8/22)	1.(仮称)相模原市犯罪被害者等支援条例(案)骨子について、2.特化条例に基づく支援施策(案)について
第3回有識者会議(9/29)	1.(仮称)相模原市犯罪被害者等支援条例(案)骨子について、2.特化条例に基づく支援施策(案)について
相模原市安全・安心まちづくり推進協議会 代表者会議(8/16)	犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定について
関係課課長会議(9/22)	1.(仮称)相模原市犯罪被害者等支援条例(案)骨子について、2.特化条例に基づく支援施策(案)について

備考

令和4年5月12日:調整会議((仮称)相模原市犯罪被害者等支援条例の検討体制について) 結果:原案のとおり承認 決裁処理

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (10/4)</p>	<p>【条例化に伴う相談件数の想定について】 相談件数はどの程度見込んでいるのか。 令和4年4月に特化条例を施行した他市(横須賀市等)の相談状況を参考にすると、本市においては概ね、月25件、年間300件程度の相談があるものと想定している。</p> <p>【被害者の把握方法等について】 どのように被害者を把握するのか。 主に県警察からの情報提供が多いものと想定している。</p> <p>【支援の対象者・対象要件について】 支援の対象となる被害者や支援を受ける要件などはどのように考えているのか。 それぞれの支援の対象者等については、今後要綱等で規定する予定である。法律相談やカウンセリングについては、全犯罪等を対象にすることを想定している。いずれにしても、まずはワンストップ窓口で、しっかりと被害者等の主訴・ニーズを聞き取って寄り添った対応をしていきたい。</p> <p>【県との関係について】 県との役割分担については、どのように考えているのか。 県は、主として初期対応を中心に支援していることから、市としては、中長期的な生活支援施策を主として県との適切な役割分担に基づき、相互補完的に支援を実施していく。</p>
<p>決定会議の 主な議論 (10/11)</p>	<p>【特化条例制定の理由について】 何故、今条例を制定するのか。 平成27年から犯罪被害者等相談窓口を設置しているが相談件数も少なく、また被害者に特化した施策がないことなどから、被害者に寄り添った支援が不十分であると認識しており、県内他市や政令市の状況を踏まえ、できるだけ早期に条例を制定し、条例に基づき支援を行う必要があると判断したものである。</p> <p>【支援施策の妥当性(施策内容・助成額等)について】 支援施策について、先行市の状況等を参考にしたとのことであるが、支援施策実施の有効性や助成額の妥当性などの細かい部分については、戦略会議までに庁内調整を済ませておくべき。 支援施策は先行政令市及び県内の6市町の状況及び有識者の意見を踏まえ設定したもので、助成額や回数については、主に川崎市を参考に設定したものである。戦略会議までに庁内調整を進めておく。</p> <p>【支援金の給付(加算額の取扱い)について】 本市独自の取組として、家事援助を利用しない被害者に対する生活支援相当分の加算を行うとのことだが、そもそも家事援助に来てもらわないのであれば必要ないと思う。 本来家事援助等の支援が必要な被害者等であっても、特に被害直後は家に他人を招き入れることに抵抗感があり、無理をしながらも家事を行ってしまうという状態が想定され、そうした場合に被害者等が希望する場合には家事援助の助成の代わりに加算を行うという仕組みで、条例の支援の基本理念でも被害者にとって利用しやすいというところに配慮している。</p> <p>【支援施策の財源について】 捻出する財源については、事案調書によると 1の「既存の事業を縮小・廃止」とされているが、市民局の枠内予算の規模からすると、本当に枠内から捻出できるのか。 4の「その他(調整中)」にしておいた方が良いのではないか。 財政課及び政策課から、特化条例に基づく支援施策の財源については、市民局の枠内におけるスクラップアンドビルドにより捻出すべきであるとの指示がある中、現時点では、できる限り局枠内で捻出できるよう調整していくが、枠の規模が小さく捻出が困難なことも予想されるため、引き続き庁内調整を図っていく。</p>

(仮称) 相模原市犯罪被害者等支援条例の 制定について



犯罪被害者支援
シンボルマーク
「ギュッとちゃん」

令和4年10月21日

市民局 交通・地域安全課

1 犯罪被害者等の状況

【犯罪被害者等基本法】

※犯罪等：犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

※犯罪被害者等：犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族

犯罪被害者等は、精神的な不安や体調不良を抱えた中で様々な問題に直面、対応しなければならない

一次被害

命を奪われる

傷害を負う

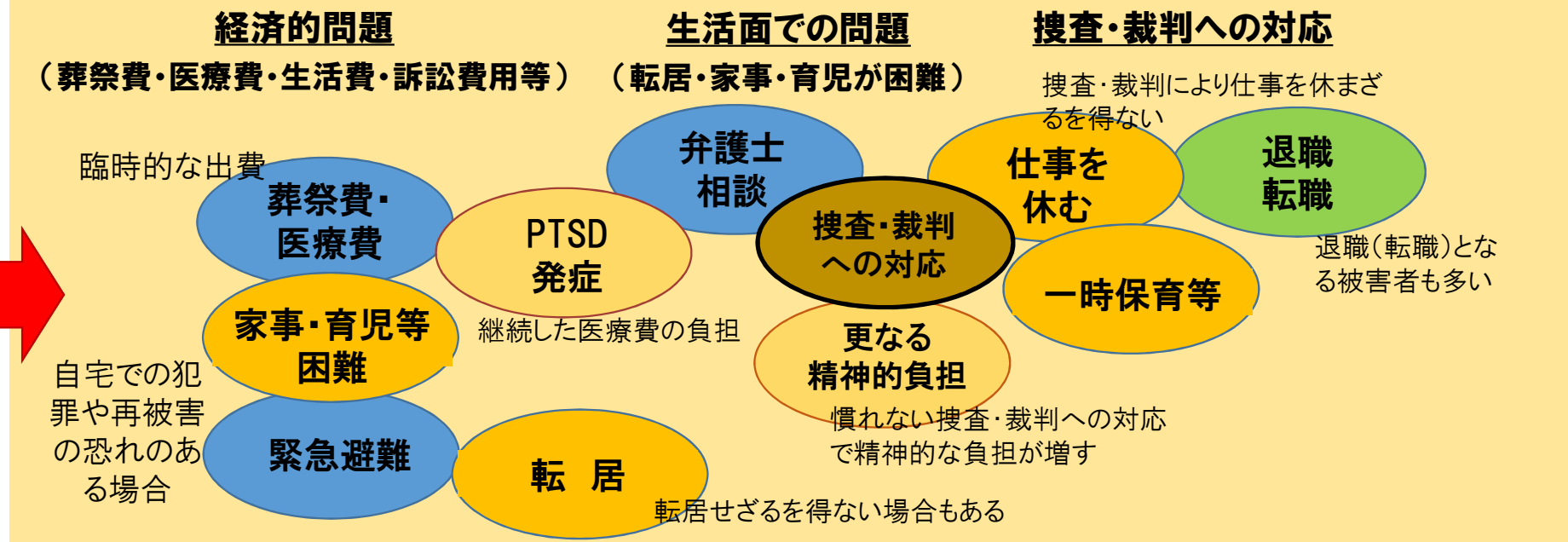
財産を奪われる

事件(犯罪)発生

二次被害

非常に深刻な問題となっている

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲(近隣、職場、学校等)の者による配慮に欠ける対応や言動、さらにはプライバシーの侵害や名誉棄損などにより、受ける精神的な苦痛や心身の不調等



被害者等が日常生活を取り戻すために必要な支援が求められている

2 国・神奈川県を取組



- ◆**犯罪被害者等基本法**（平成16年法律第161号）
- 目的…犯罪被害者等の権利利益を保護
 - ⇒犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
 - ⇒国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

国が地方自治体に求める主な役割

【都道府県】

●被害者相談等に応じるとともに市町村支援や専門家の確保や紹介、調査研究など市町村単位で対応が困難な取組を重点的に実施

【市町村】

●住民に最も身近な存在で各種保健医療・福祉制度の実施主体であり、一次的な相談窓口として相談等に応じ、適切なコーディネート等を実施

都道府県・市町村の役割分担は排他的なものではなく地域の实情に応じて犯罪被害者等が望む場所で適切な時期に必要な支援を途切れなく受けられるようにするという視点に立った相互補完的なものとして捉えることが重要

◆**第4次犯罪被害者等基本計画**（令和3～7年度）

○施策の総合的・計画的に促進を図るため、策定

神奈川県

神奈川県犯罪被害者等支援条例（平成21年4月施行）に基づき、**第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画**（令和元～5年度）を策定し、総合的・計画的に取組を進めている。

主な取組

◆「**かながわ犯罪被害者サポートステーション**」

県、県警察、認定NPO法人神奈川被害者支援センターの3機関が一体となって、被害者が必要とする情報や支援を提供

（令和2年度支援件数：1,313件）

- 法律相談**（犯罪被害者支援に精通した弁護士による相談）
- カウンセリング**
- 検察庁、裁判所等への付添い**
- 生活資金貸付**（医療費や葬祭費等の不測の経費を貸付）
- 一時的な住居の提供**（緊急避難場所としてのホテル宿泊、民間賃貸住宅斡旋の媒介、県営住宅一時使用）

◆**かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター**

（令和2年度電話相談件数：1512件、直接支援：128回）

警察への相談を躊躇することの多い、性犯罪・性暴力の被害者が安心して相談できるよう、24時間365日、電話相談に対応し、必要な支援を提供

3 本市の取組

◆相模原市犯罪被害者等相談窓口の設置(平成27年3月設置)

市内在住で、殺人、傷害、強盗、性犯罪等により心身に被害を受けた人やその家族等を対象とした相談窓口を設置し、県警察本部から出向している職員が相談に応じるほか、相談の内容に応じて支援制度や窓口の案内や庁内関係課や、かながわ犯罪被害者サポートステーションなど、関係機関が行う支援につなげているところ

※「かながわ犯罪被害者サポートステーション」の市民の支援要請者数
令和2年度13人、令和元年度14人、平成30年度24人（R3年9月調べ）

◆普及・啓発事業

《相談窓口の周知》市HPへの掲載、市自殺対策HP（リブちゃんねる）への掲載、人権カレンダーへの掲載（相模原人権啓発活動地域ネットワーク協議会作成）、庁内相談窓口へのチラシの配架

《犯罪被害者週間における取組》広報紙（11月15日号）への掲載、庁内放送や庁内動画モニターによる広報

《その他の取組》「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック（県作成）」の庁内情報共有、国・県主催の研修会等への参加

相談実績

	殺人	傷害・強盗	性犯罪	DV	ストーカー	交通事故	その他	計
H26年度							1	1
H27年度			1	1	1	1	8	12
H28年度			2		1	1	5	9
H29年度		2					3	5
H30年度		1	1				1	3
R元年度							1	1
R2年度			1					1
R3年度		1	1				2	4
R4年度		1					3	4
合計	0	5	6	1	2	2	24	40

※令和4年9月13日現在

◆市内の犯罪認知件数（参考：令和3年 横浜市・川崎市の犯罪認知件数）

相模原市	凶悪犯			粗暴犯			窃盗犯	知能犯	風俗犯		その他 刑法犯	刑法犯 合計
	計	うち 殺人	うち強 制性交	計	うち 暴行	うち 傷害			計	うち強 制わいせつ		
R1年	25	8	5	200	101	85	3,038	187	22	20	497	3,969
R2年	22	9	4	168	92	60	2,529	162	25	19	370	3,276
R3年	14	2	7	139	59	69	2,138	168	24	13	355	2,838
R3年横浜	103			1,022	524	430	9,085	948	193	127	1,395	12,746
R3年川崎	41			388	197	158	4,270	337	64	35	541	5,641

※人口千人あたりの発生件数（人口はR3. 12. 1現在）*福岡市調べ

発生件数	政令市順位
3.91	17

●令和3年中(1月～12月)の市内での犯罪認知件数は、2,838件で、前年に比べ438件(△13.3%)の減少であり、平成15年をピークに減少傾向となっている。また、罪種別では窃盗犯が約75%を占めている。

●政令市のワースト1位は大阪市の11.19件/千人(30,766件) 4

4 犯罪被害者等支援に係る本市の現状と特化条例制定の必要性

- 相次ぐ、悲惨な事件・事故**
- 通り魔的犯罪
 - 無差別殺傷事件などの凶悪犯罪
 - あおり運転・飲酒運転・ひき逃げ

こうした犯罪や事故を完全になくすことは困難

市民の誰もが、凶悪犯罪などに巻き込まれる可能性がある！

本市の現状

法では、『地方公共団体は犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえてその地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する』とされているが、本市においては、犯罪被害者等への支援は十分とは言えない状況である。

- 犯罪被害者等に特化した支援がなく、犯罪被害者等に寄り添った支援が不十分
- 相談窓口の認知度が低いことや専門職の未配置
- 相談窓口の相談件数が少なく、犯罪被害者等の支援ニーズの把握が困難

(仮称) 相模原市犯罪被害者等支援条例制定の必要性

犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、犯罪被害者等の支援に関し、犯罪被害者等基本法の趣旨に則り、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにした上で、市、市民及び事業者等が相互に連携・協力し、推進することが重要、効果的であることから、犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定する必要がある



～条例制定により各種支援施策の根拠が明確になるとともに以下の効果が期待される～

- 犯罪被害にあった場合に条例に基づいたきめ細かな支援が受けられるという安心感を市民に持ってもらうことができる。
- 広く市民や事業者等に犯罪被害者等支援の重要性を周知することができる。
- 警察や支援団体等、各方面との連携を円滑に行うことができるようになる。
- 庁内各部署において、犯罪被害者等支援に対する意識が高まり、連携強化を通じ支援体制の強化が図られる。

5 これまでの経過

(1) 外部検討組織（相模原市犯罪被害者等支援に係る有識者会議）

専門的知見に基づく様々な意見を聴取するため、外部有識者による会議を設置し、犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定、犯罪被害者等支援施策の検討を行った。（＊第1回：7月8日、第2回：8月22日、第3回：9月29日）

《有識者会議での主な意見》

会長	学識経験者	椎橋 隆幸	中央大学名誉教授(弁護士)＊(公社)全国被害者支援ネットワーク理事長
副会長	弁護士	宇田川 隼	神奈川県弁護士会(犯罪被害者支援委員会委員)
	支援機関	永野 弘幸	NPO法人 神奈川被害者支援センター
	被害者団体	渡邊 保	新全国犯罪被害者の会
	被害者団体	竹島 康美	NPO法人交通事故後遺障害者家族の会
	有識者	生方智恵子	公認心理士(＊県被害者支援センター登録カウンセラー)
	有識者	笹野 章央	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
	行政機関	竹内 洋一	神奈川県警察本部 被害者支援室
	行政機関	小森 晴美	神奈川県 暮らし安全交通課

【椎橋会長 経歴】

中央大学法学部・法科大学院教授を経て、現在は中央大学名誉教授で(公社)全国被害者支援ネットワーク理事長を務める。これまで法制審議会臨時委員(犯罪被害者関係)、内閣府犯罪被害者等施策推進会議専門委員(座長)、東京都犯罪被害者等の支援に関する有識者懇談会委員(委員長)、神奈川県犯罪被害者等支援条例制定時における有識者懇談会の座長等を歴任。

◎ 県の支援対象とならない方を含めて、日常生活支援等を行って欲しい。

◎ 支援の対象は、法律などの規定によらず、市町村が柔軟に支援対象とすべき。

◎ 途切れのない支援に加え、漏れのない支援(対象の拡大・支援内容の拡大)が重要。

◎ 学校教育等で、犯罪被害者等支援について取り上げてもらいたい。

◎ 相談支援窓口への配置職員は対人援助を経験している福祉職(保健師)が望ましい。

(2) 庁内検討組織（相模原市犯罪被害者等支援条例の制定に向けた庁内検討会議）

庁内 [7公室・局、15課・機関(＊交通・地域安全課を含む)]による検討を実施(＊第1回：5月26日、第2回：6月15日、第3回：8月10日)

【市長公室】：①政策課、【総務局】：②総務法制課、【市民局】：③区政推進課、④人権・男女共同参画課、【健康福祉局】：⑤地域包括ケア推進課、⑥精神保健福祉課、⑦精神保健福祉センター、⑧生活福祉課、【こども・若者未来局】：⑨こども・若者政策課、⑩こども家庭課、【都市建設局】：⑪建築・住まい政策課、⑫市営住宅課、【教育局】：⑬学校教育課、⑭青少年相談センター、【事務局】：⑮交通・地域安全課

(3) その他意見の聴取等

- 相模原市安全・安心まちづくり推進協議会(代表者会議)における意見聴取(8月16日)
- 津久井警察署被害者支援ネットワーク会議(＊9月書面開催)、相模原警察署被害者支援ネットワーク会議(10月7日)、相模原北警察署被害者支援ネットワーク会議(10月14日 原会長へ説明)、相模原南警察署(12月8日予定)

6 (仮称) 相模原市犯罪被害者等支援条例の構成・概要

No.1 条例の目的
 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

No.3 犯罪被害者等支援の基本理念
 (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われること
 (2) 犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、地域社会で安心して暮らすことができるよう適切に途切れることなく行われること
 (3) 迅速かつ公正に行うとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものであること
 (4) 二次被害及び再被害の防止に十分配慮して行われること
 (5) 市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されること

No.2 定義 (犯罪等・犯罪被害者等 など)

犯罪等	犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等 <small>※法第2条第1項：「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。</small>
犯罪被害者等	犯罪等により害を被った者（市内に住所を有する者）及びその家族又は遺族、その他これらの者に準ずると市長が認める者
二次被害	犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過度な取材及び報道等により受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害
再被害	犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける被害 <small>※その他、「市民等」「事業者」「民間支援団体」「関係機関等」を定義</small>

基本理念に則り責務を規定

No.4 市の責務	● 関係機関等との適切な役割分担を踏まえた 犯罪被害者等支援施策の策定及び実施 <small>※No.14 支援を行わないことができる場合</small> ① 犯罪被害者等が当該犯罪等を誘発した場合 ② 犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合
No.5 市民等の責務	● 犯罪被害者等の置かれている状況・支援の必要性についての理解 ● 二次被害の防止、地域社会で孤立させない配慮 ● 市犯罪被害者等支援施策への協力
No.6 事業者の責務	● 犯罪被害者等の置かれている状況・支援の必要性についての理解 ● 事業活動を行う上での二次被害の防止 ● 市犯罪被害者等支援施策への協力 ● 犯罪被害者等の就労等への配慮

犯罪被害者等支援施策

No.7 相談及び情報の提供等	<small>No.10 市内に住所を有しない犯罪被害者等の支援 ⇒住所地の自治体と連携・協力し情報提供・助言</small>
No.8 日常生活等の支援	
No.9 雇用の安定	
No.11 市民等への理解の促進	
No.12 人材育成	
No.13 民間支援団体への支援	
<small>※No.15 意見の反映 市は、犯罪被害者等、有識者、市民等からの犯罪被害者等支援に関する意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努める</small>	

7 本市の犯罪被害者等支援施策の概要

市条例（案）の位置づけ		支援施策等の内容		政令市（15市）				
		※各支援対象者・対象要件は別途定める		◆政令市：特化条例11市・その他条例4市（※未制定5市：仙台・千葉・福岡・熊本・相模原市） ◆神奈川県内：特化条例6市町（横浜・川崎・横須賀・茅ヶ崎・秦野市・寒川町） R4.4.1時点				
No.	項目	事業等の名称	事業等の内容	実施市	県内（6市町）			
					横浜	川崎	実施市	
7	相談及び情報の提供等	ワンストップ相談支援窓口の設置	直営 支援制度や庁内外の関係機関等の案内・情報提供等	15	○	○	6	
		法律相談（※県弁護士会へ委託予定）	現物支給 2回を上限 【横浜市・川崎市参考】	4	○	○	4	
8	日常生活等の支援 （1）経済的負担の軽減（生活資金の助成）	支援金	① 遺族支援金	支援金支給 30万円 ※【政令市】12市中10市が30万円（※浜松：60万、神戸：50万） ※【県内】6市町中3市が30万円（※寒川・茅ヶ崎・秦野：50万）	12	○	○	6
			② 重傷病支援金	②-1 支援金支給 10万円（1か月以上の加療かつ入院3日以上） ※【政令市】12市中9市が10万円（※京都：30万、浜松：20万、神戸：15万） ※【県内】6市町中全て10万円	12	○	○	6
			②-2	支援金支給 5万円（1か月以上の加療） ※12市中6市（京都・岡山・神戸・名古屋・広島・札幌）が重傷病支援金の支給要件で「入院要件」がない。※入院の有無にかかわらず支援金を支給。	*6			0
			③ 性犯罪被害支援金	強制性交等 支援金支給 10万円 ※【政令市】8市中7市が10万円（※京都市：30万円） ※【県内】横浜・川崎は10万円（※横須賀・茅ヶ崎・秦野は5万円。寒川町は性犯罪被害支援金なし）	8	○	○	5
			強制わいせつ	支援金支給 5万円 ※政令市で2番目の取組 *政令市では横浜市のみ実施（R4.4.1～）	1	○		1
			※加算額（日常生活支援相当費）	支援金支給（3）の「家事に係る支援」もしくは「支援金への加算（日常生活支援相当額5万円）」を選択できる仕組みの導入 ※政令市・県内で、本市が初の取組	0			0
			（2）精神的被害の早期軽減及び回復	カウンセリング（※被害者支援センターへ委託予定）	現物支給 1事件10回まで 【川崎市参考】	6	○	○
精神医療費助成	費用助成 自己負担分（1割）を支給 ※初診日から3年間 【さいたま市参考】 ※県内で、本市が初の取組	5			0			

有識者意見
→漏れのない支援

有識者意見
→性犯罪被害者への支援の充実

有識者意見
→利用しやすい仕組

有識者意見
→中長期にわたる精神的ケア

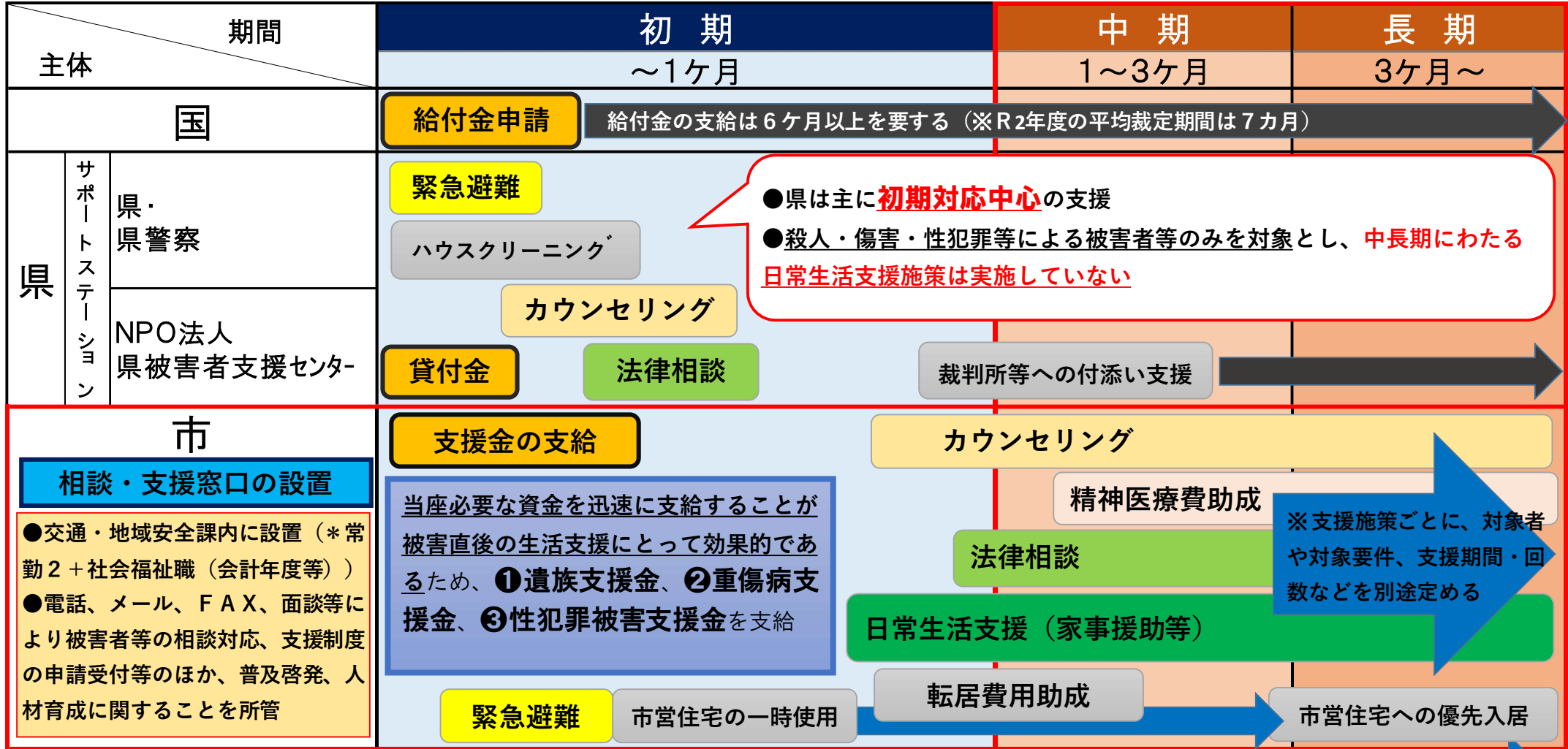
7 本市の犯罪被害者等支援施策の概要

市条例（案）の位置づけ		支援施策等の内容			政令市（15市）				
		※各支援対象者・対象要件は別途定める			◆政令市：特化条例11市・その他条例4市（*未制定5市：仙台・千葉・福岡・熊本・相模原市） ◆神奈川県：特化条例6市町（横浜・川崎・横須賀・茅ヶ崎・秦野市・寒川町） R4.4.1時点				
No.	項目	事業等の名称	事業等の内容		実施市	県内（6市町）			
						横浜	川崎	実施市	
8	(3) 家事に係る支援	ヘルパー（家事援助・身体介護）	費用助成	1事件60時間 【川崎市参考】	10	○	○	4	
		配食	費用助成	1事件30回 【川崎市参考】	6	検討中	○	2	
		一時保育（未就学児）	費用助成	1事件10日まで 【川崎市参考】	7	○	○	4	
		一時預かり（就学児）	費用助成	1事件10日まで 【川崎市参考】	2		○	3	
	(4) 居住の安定（転居に要する費用の助成）	緊急避難（※指定ホテルと協定を締結）	現物支給	県制度利用者に延泊2泊 【横浜市・川崎市参考】	7	○	○	4	
		転居支援	費用助成	1事件2回まで（1回20万円上限）【横浜市・川崎市参考】	7	○	○	5	
		*市営住宅【市営住宅課】	*目的外使用による入居（一時使用）	目的外使用	市営住宅の目的外使用による入居（原則として1年間）※これまで目的外使用による入居事例はないが、相談（1件）あり。				
			*優先入居（※倍率優遇方式）	優遇	犯罪被害者の特例措置（①単身入居要件の追加、②優先入居の対応）について、市営住宅条例の改正を検討中				
	*民間住宅斡旋【建築・住まい政策課】	案内	民間賃貸住宅の情報提供（セーフティネット住宅） *実施済み						

7 本市の犯罪被害者等支援施策の概要

市条例（案）の位置づけ		支援施策等の内容 *主な取組（案）
No.	項目	
9	雇用の安定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の経済団体等と連携した事業主に対する普及・啓発の実施
11	市民等への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市ホームページの拡充 ○ 市広報紙での特集ページの作成 ○ SNS等を活用した情報発信 ○ チラシ・リーフレット作成・配布（庁内窓口・関係機関等） ○ 犯罪被害者週間における啓発イベントの実施 ○ 関係機関等（*警察署や県、NPO団体、市社会福祉協議会等）と連携・協力した周知・啓発事業の実施 ○ 教育委員会・学校等と連携した周知・啓発事業（例：被害者等支援を題材にした“命の教育”のモデル事業 等）の実施 ○ 市民向け出前講座の実施
12	人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者支援ボランティア養成講座（初級・中級、上級）[かながわコミュニティカレッジ]の受講 ○ 庁内連携を図るための庁内組織の設置 ○ 庁内窓口課（区民課・福祉窓口等）等の職員を対象とした庁内研修の実施
13	民間支援団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ NPO法人神奈川被害者支援センター、市社会福祉協議会等への情報提供等 ○ 関係機関等（*警察署や県、NPO団体、市社会福祉協議会等）と連携・協力した周知・啓発事業の実施（再掲）
15	意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部有識者会議の設置 <p>※条例制定後も支援施策の拡充等について検討を進めるにあたり、有識者から意見等の聴取を行うため、常設の有識者会議を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内連携を図るための庁内組織の設置（再掲）

8 国・県との役割分担に基づく本市の犯罪被害者等支援施策イメージ



県との適切な役割分担のもと初期から中長期にわたってきめ細かな支援を継続的に実施する

1 (仮称)相模原市健康づくり推進条例の制定について

【健康福祉局】

(1) 主な意見等

○(市長公室理事) 条例案において、市民、事業者、保健医療関係者の役割は、具体的に書かれているのに対し、市の責務については、行政として当たり前に前提としていることが書かれており、バランスが悪い。また、健康づくりの推進に関する基本的施策の中の項目について、歯と口腔の健康づくりに関する施策のみ、基本的な概念ではなく、個別具体的な内容になっているため、違和感がある。

(健康増進課長) 健康づくりの推進に関する基本的施策に挙げている内容が、市が実施する具体的な施策の内容となっている。また、内容については、より施策の中身がわかりやすく伝えられるという観点や現行の保健医療計画等における基本的な施策において、同様の並びで示していることを踏まえて調整した。

(市長公室理事) わかりやすい内容にするのであれば、市の責務との関連性について記載した方が良いのではないかと。また、施策の大小の粒度を踏まえて並びを考えないと、後から説明が必要になるため、わかりやすい条例とは言えないと考える。

(健康福祉局長) ポリウム感など含めて修正していきたい。

○(市長) 健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会における主な意見の中で、子どもから高齢者まで障害や疾病の有無にかかわらず、全ての市民が条例の対象ということがポイントだと考えており、全世代に御理解いただける条例にしてもらいたい。パブリックコメントだけでなく、オープンハウス等で広く市民から意見を聴取するとともに、周知してもらいたい。周知に係る取組にある健康づくりフェスタは新規事業か。

(健康増進課長) コロナ禍で中止していたという経緯はあるが、これまでも実施してきた事業である。今年度は、3月に杜のホールはしもとを会場として実施を予定している。来年度については、健康フェスタと合同になるかは検討中であるが、条例を周知できる講演会のようなものを開催できるか検討している。また、策定に向けたオープンハウスについては実施している。条例案ができた暁には、オープンハウスという形になるかは分からないが、多くの市民に御意見を賜りたい。

(市長) 新規条例であり、より多くの市民に周知するためにもやっていただきたい。また、理念条例にならないように、令和5年で計画を策定して6年でしっかりと推進してもらいたい。

(森副市長) 健康づくりとは心身両面の健康づくりか。それとも身体的なものか。

(健康増進課長) 両面である。

(森副市長) だとすれば、心の健康については、条例の施策の中にも書かれてはいるが、施策と言うには粒度が違う。本条例でいう心の健康とは何だろうというのが見えにくい。例えば、依存症のようなものを含めて、心の健康を損なうようなものはいくつかあると思うが、前文の中には心の健康は出てきていないように見受けられ、目的のところでは心身両面といった話があるが、心の健康の課題や考え方が薄いような印象である。

(健康増進課長) 心の健康については、例えば、引きこもりの方などについて、14で規定し、いわゆる薬物や飲酒で病んでしまう方については、別のところで規定している。心の部分については、広い書きぶりになっており、検討委員会においては、個々に細かく記載しきれない部分があり、このようになっているが、改めて検討したい。

(森副市長) 前文のところでは、心身両面だという部分が伝わりづらい。そこも含めてよく検討してもらいたい。

(健康増進課長) 承知した。条例骨子の中に、一部記載しているが、よりわかりやすい内容となるよう検討したい。

(森副市長) 心の健康を支えるのは、個人のレベルよりも社会的であったり、保健医療関係者の積極的な関与が軸とならないと、心の健康の維持・増進が難しい。そこを見据えた時に、それぞれの役割や責務について、ここに馴染むかを含めて検討していただきたい。

(健康増進課長) 検討委員会でも地域や社会とのつながりが非常に重要であるという意見が出ている。

(教育長) 実際に保健所が中心で施策を推進していくと思うが、公民館や学校でも取り組んでいるところだと思う。全庁での取組としてはどのように考えているか。

(健康増進課長) 資料の中では策定のプロセス、体制については、外部の検討委員会のみ記載しているが、庁内にも検討委員会を設けている。この検討委員会は、健康福祉局のみならず、市民局や教育局などにも参画いただいた。健康づくり施策は非常に幅が広く、保健所だけでは対応しきれない。場合によってはスポーツや公民館で行っている健康教室も含まれると考えており、全庁で健康づくりを意識した取組を進めてまいりたい。

(教育長) ぜひ公民館活動などでも生かされるように取組をお願いしたい。

(2) 結果

○原案のとおり承認する。

- ・庁議の意見を踏まえ、一部課題について再度検討すること。
- ・パブリックコメントのみならず、関係団体等からも意見を聴取した上で策定を進めること。

2 「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく料金等の見直し及び改定について

【市長公室】

(1) 主な意見等

- (隠田副市長)施設の料金例があればお示しいただきたい。
(経営監理課長)例えば、ユニコムプラザさがみはらのセミナールーム1を例に出すと、現在の料金14,000円を18,200円に改定する。こちらについては、本来の経費などを考慮すると、29,315円が適正金額だが、激変緩和措置を適用し、18,200円に改定するものである。
- (市長)仮料金とは何か。
(経営監理課長)算定の根拠となる維持管理費を踏まえた本来設定すべき料金である。
- (市長)現在の14,000円も値上げしてこの金額なのか。
(経営監理課長)前回は値上げしたが、激変緩和措置により、現行料金の1.3倍以内での改定としており、適正金額になっていない状況である。
(市長)スタートはなぜ安かったのか。
(経営監理課長)設定をした当時は、まだ「受益者負担の在り方の基本方針」がなく、近隣自治体との兼ね合い等でいくらか安い設定をしてしまったためである。
- (隠田副市長)利用者が多ければ下がるものなのか。
(総合政策・少子化対策担当部長)そういうわけではない。維持管理費を面積等で按分することにより、料金を算定している。
- (市長)令和2年に激変緩和措置で14,000円になったとのことだが、今後も適正金額までずっと1.3倍で継続して増額するものなのか。
(総合政策・少子化対策担当部長)原則、適正金額まで料金改定を行うが、本市の料金が著しく高価となる場合には、近隣自治体等の同種の料金と大きく乖離しないよう考慮する必要はあると考えている。
- (市長)1.3倍以内かもしれないが、改定額としては大きい。どう考えているか。
(総合政策・少子化対策担当部長)スポーツ施設も仮料金との差が大きい施設があり、ユニコムプラザさがみはらに限ったものではない。
(市長)そもそもの最初の設定が低すぎたということか。
(総合政策・少子化対策担当部長)低すぎたというよりは、「受益者負担の在り方の基本方針」に基づき、維持管理費等を基に計算するとこの結果となる。
- (森副市長)ユニコムプラザさがみはらについては、地域と大学との連携を促進するための他の自治体にはない施設だったということもあり、その特質性から、学生や地域が使いやすい料金設定として低めに抑えたのだと思われる。一方、駅から近いこともあり、事業者の利用が増えたことから、利用の適正化に向けては料金を見直す必要があるため、2回前の料金改定の際には、大幅な見直しを行った。施設の利用を促進するという観点での料金設定は、他の施設でもあっただろう。こうした経過から、今算定している仮料金と現在の料金が乖離してしまっており、その差は埋めがたいものとなっている。
- (隠田副市長)今回の料金について、近隣自治体の施設と比較して特段高くなっているものはないという認識でよろしいか。
(総合政策・少子化対策担当部長)概ね本市が突出していることはない。
- (隠田副市長)所管課から意見はあったか。
(経営監理課長)コロナ禍において、料金改定を行うのかといった意見はあったが、公平性の観点等から改定は必要と判断した。
(総合政策・少子化対策担当部長)所管課とは常々調整しながら進めてきた。
- (市長公室理事)新型コロナウイルス感染症の議論については、3年前にもあったと記憶している。その時も、新型コロナウイルス感染症については、国の臨時交付金を活用する

など、別途対応するものであると捌かれたと認識しており、既に考え方は整理されている。

(2) 結果

○原案のとおり承認する。

3 一般廃棄物処理手数料の見直し及び改定について

【環境経済局】

(1) 主な意見等

○(森副市長) 20政令市で比較すると、本市が千葉市について2番目に高い。他市では100円未満というところもあった。全国都市清掃会議の中で、料金設定の手引きがあり、それに基づいているとは言えるものの、かなりの差が出てきているという根拠は、しっかりと抑えておく必要がある。全体を通じて比較検証を漏れなくやること。

(隠田副市長) 全体を共有するために、本市は政令指定都市の中では高いのか。

(環境経済局長) 政令指定都市の中では千葉市に続いて2番目に高い。しかし、近隣自治体である町田市、八王子市は事業系ごみが350円であり、本市は260円である。

(隠田副市長) 政令指定都市の中では高いが、近隣市町村と比較するとそこまで差異はないということか。

(環境経済局長) そのとおり。

(森副市長) 横浜市、川崎市の金額も説明してもらいたい。

(環境経済局長) 指定都市の中でも金額の幅がある。神戸市は10kg80円。また、家庭ごみの持ち込みにおいては、持ち込みをできないというところもあれば、無料というところもあり、かなり幅がある。事業系ごみについては川崎市が150円、横浜市が130円となっている。また、家庭系ごみについては、本市が400円、川崎市が持ち込み不可。横浜市が130円。本市よりは安い。

(市長公室理事) 八王子市や町田市はいかがか。

(環境経済局長) 確認する。

(隠田副市長) 高いから悪い、低いから良いとかそれぞれのやり方も違うから一概には言えないのは分かるが、それでも料金改定する理由は必要であり、よく調整してもらいたい。

(森副市長) そういう意味で、全国都市清掃会議で標準的な金額を出しているというだけだと説明に窮してしまう。比較検証を含めて、しっかりと本市の金額の根拠を他と比べてどうか説明できるようにしてもらいたい。

(環境経済局長) 承知した。

(市長公室理事) 事業系ごみについて、持ち込みの際に市内市外は確認できないか。そこで料金を分けられないのか。

(環境経済局長) できるが、基本的には持ち込みは市内のみが対象である。

(市長公室理事) 市外からの持ち込みはないのか。

(環境経済局長) 市外からは受け入れていない。申請書上は市内での発生を前提として受けている。

(市長) 近隣市より安い場合、市内で発生したごみとして持ち込まれることもあるか。

(環境経済局長) そのような事例も懸念される。

(市長公室理事) そうすると、あくまでも市内の搬入ということになる。その場合には、市内のごみは基本的な考えに立って260円から250円に下げるとはならないか。

(隠田副市長) 処理原価の250円が正しいのではないのか。次の3年間で見直しをする方が説明しやすいのではないか。

(森副市長) 現時点で想定できる将来の変動要因があったとしても、現時点の算定でいくらかになるかという視点で見直すべきであり、据え置きは理屈が通らない。処理原価が250円なら250円にすべきではないか。

(2) 結果

○原案を一部修正し、承認する。

- ・処理原価が、現行料金を下回っている区分について、受益者負担率に応じて料金を引き下げること。

4 (仮称)相模原市犯罪被害者等支援条例の制定について

【市民局】

(1) 主な意見等

(市長) 相談窓口に1名配置したいとのことであるが、専門職か。

(交通・地域安全課長) 会計年度職員でもよいが、社会福祉職や保健師などの専門職を1名配置したい。

(財政局長) 平成27年から組織を作って検討してきた中で、条例制定がこの時期となった理由は何か。

(交通・地域安全課長) この時期となった理由について、コロナを理由にするのは難しいと考えている。ここ何年かで、他の政令市や県内の市町村でも条例施行が増えてきたので、神奈川県民の中で、市町村間で支援に差が出ないようにという考えがあり、そこを強調したいと考えている。

(市長) 他市の状況として、仙台市、千葉市、福岡市、熊本市などで条例化する予定はあるのか。

(交通・地域安全課担当課長) 熊本は懇話会を設置して検討していると伺っている。

(森副市長) 市外のDV被害者等が、本市に移ってきたときに、この条例の対象となるか。その逆で、市内在住者が犯罪被害に遭い、市外に転居した場合の支援は打ち切るのか。また、同様の条例が、他都市でも進んできている中で、将来的には都市間連携を含めて、同じように支援をし合っていく必要があるのではないか。最後に、同列で議論すべき話ではないが、犯罪加害者の更生プログラムのようなことも将来に向けては、必要な視点として持っていくべきではないか。

(交通・地域安全課長) 原則として、対象を市民として条例で定義する。住民票があるというところをまず第1に考えたい。都市間連携は、おっしゃる通りであり、自治体によって微妙に違いはあるかもしれないが、先行市の条例を見た限りでは、住民票があるか或いは居住する者ということであり、原則は住民票の有無で決めると考えている。最後の加害者に対するケアについては、有識者会議の中において、当事者団体の方は、犯人は一生許せないという思いであり、被害者支援と、加害者支援を同一部署が所管するのは適切ではないと考えている。加害者のケアは現在福祉部局が所管しており、そちらの方で、ケアの拡充なりしていくのが適切であろうと考えている。

(交通・地域安全課担当課長) 例えば、横浜市では、住民票を原則としているが、DV被害者や高齢者虐待等のやむを得ない場合で、住民票が移せないというところを要綱で定めている。原則は市民ということである。

(総務局長) 犯罪被害者については、相談窓口ができたからといっても、相談をするという一歩を踏み出せないという心理状態もあるだろう。外出や人と会うことに抵抗感がある中で、制度ができて使われないことがないように周知方法の工夫や、実効性ある取組をしていただきたい。

(交通・地域安全課長) 承知した。

(市長公室長) 条例案の14条に「支援を行わないことができる場合」と規定しているが、具体的なイメージを伺いたい。例えば、暴力団関係者が被害に遭った場合は、「社会通念上適切でない」に該当するのか。また、「犯罪被害者等が当該犯罪を誘発した場合」とは、どのようなケースが考えられるのか。

(交通・地域安全課長) 誘発については、喧嘩を指している。社会通念上適切でないというのは、暴力団関係者などが該当する。横浜市は、要綱の中で暴力団組員を除くと定義をしているようである。

(交通・地域安全課担当課長) 申請の際、「私は暴力団関係者ではありません。」や、「誘

発していません。」という形でチェック記入していただき、確認させていただきたいと考えている。

(隠田副市長) 定義の範囲について、家族や遺族は市内在住者に限るのか。

(交通・地域安全課担当課長) 例えば配偶者であれば、市民の配偶者という形で、配偶者も市民である。

(隠田副市長) 全てのメニューについて、条例施行日以降の犯罪被害者に統一するのか。

(交通・地域安全課長) そのとおりである。

(交通・地域安全課担当課長) 結局、条例施行以前、どこまで遡及するのかとなってしまうことから、他の政令市でも施行以降の犯罪被害としている。

(2) 結 果

○原案のとおり承認する。

- ・個別の施策については、別途調整すること。

以 上